

令和 年 12 月 31 日分 国外財産調書

控用 平成二十八年十二月三十一日分以降用

国外財産を有する者		住所 <small>(又は事業所、事務所、居所など)</small>					
		氏名					
		個人番号		※個人番号は複写されません。		電話番号 <small>(自宅・勤務先・携帯)</small> — —	
国外財産の区分	種類	用途	所在 国名	数量	価額 <small>(上段は有価証券等の取得価額)</small>	備考	
					円		
					円		
合計額					合計表②へ		
(摘要)							

() 枚のうち () 枚目

◎ 国外財産調書を提出しなければならない方

居住者の方（所得税法第2条第1項第4号に規定する非永住者の方を除きます。）で、その年の12月31日においてその価額の合計額が5千万円を超える国外財産を有する場合には、その国外財産の種類、数量及び価額その他必要な事項を記載した国外財産調書に国外財産調書合計表を添付し、その年の翌年の6月30日までに、住所地等の所轄税務署長に提出しなければならないこととされています（国外送金等調書法第5条、国外送金等調書規則別表第二）。

※ 「国外財産」とは、「国外にある財産をいう」こととされています。ここでいう「国外にある」かどうかについては、財産の種類ごとに判定します。

（国外財産調書の提出期限までに国外財産調書を提出しないで死亡又は出国した場合）

上記提出期限まで（その年の翌年の1月1日から6月30日までの間）に、国外財産調書を提出しないで死亡し、又は出国をしたときは、国外財産調書を提出する必要はありません。

（相続の開始の日の属する年の年分の国外財産調書）

相続の開始の日の属する年（相続開始年）の年分の国外財産調書については、その相続又は遺贈により取得した国外財産（相続国外財産）を記載しないで提出することができます。この場合において、相続開始年の年分の国外財産調書の提出義務については、国外財産の価額の合計額からその相続国外財産の価額の合計額を除外して判定します。

◎ 国外財産調書の記載要領

この調書の各欄の記入に当たっては、財産を下記2の「国外財産の区分」の①から⑮の財産に区分し、「種別」、「用途別」（一般用及び事業用の別）及び「所在別」に、その財産の「数量」及び「価額」を、以下のとおり記入してください。

1 「住所」欄

住所を記入してください。

所得税の納税義務がある方で、この調書を、住所以外の事業所、事務所、居所などを所轄する税務署に提出する方は、（ ）内の当てはまる文字を○で囲んだ上、事業所等の所在地（上段）と住所（下段）を記入してください。

2 「国外財産の区分」欄

下記①から⑮の区分を記入してください。

（国外財産の区分）

①土地（林地を含む。）、②建物、③山林、④現金、⑤預貯金（当座預金、普通預金、定期預金等の預貯金）、⑥有価証券（株式、公社債、投資信託、特定受益証券発行信託、貸付信託等の有価証券）、⑦匿名組合契約の出資の持分、⑧未決済信用取引等に係る権利、⑨未決済デリバティブ取引に係る権利、⑩貸付金、⑪未収入金（受取手形を含む。）、⑫書画骨とう及び美術工芸品、⑬貴金属類、⑭その他の動産（家庭用動産を含む。）、⑮その他の財産（①から⑭以外の財産）

※ 家庭用動産とは、例えば、家具、什器備品などの家財や自動車などの動産をいいます。ただし、④現金、⑫書画骨とう及び美術工芸品、⑬貴金属類は含まれませんので、それぞれ④、⑫及び⑬の区分ごとに記入してください。

※ その他の財産とは、①から⑭のどの区分にも当てはまらない財産で、例えば、預託金、保険の契約に関する権利、信託受益権などをいいます。

3 「種類」欄

「国外財産の区分」欄に記載した財産のうち、次に掲げる財産について、その種類を次のとおり記入してください。

- 1) 預貯金：「当座預金」、「普通預金」、「定期預金」等
- 2) 有価証券：「上場株式」、「非上場株式」、「公社債」、「投資信託」、「特定受益証券発行信託」、「貸付信託」、「特定有価証券」等及び銘柄名
- 3) 匿名組合契約の出資の持分：匿名組合名
- 4) 未決済信用取引等に係る権利：「信用取引」、「発行日取引」及び銘柄名
- 5) 未決済デリバティブ取引に係る権利：「先物取引」、「オプション取引」、「スワップ取引」等及び銘柄名
- 6) 書画骨とう及び美術工芸品：「書画」、「骨とう」、「美術工芸品」
- 7) 貴金属類：「金」、「白金」、「ダイヤモンド」等
- 8) その他の動産（家庭用動産を含む。）：適宜に設けた区分
- 9) その他の財産：「保険の契約に関する権利」、「株式に関する権利」、「預託金等」、「組合等に対する出資」、「信託に関する権利」、「無体財産権」等

※ 土地、建物、山林、現金、貸付金、未収入金については、本欄の記入は必要ありません。

4 「用途」欄

財産の用途に応じて、「一般用」又は「事業用」と記入してください。

※ 「事業用」とは、国外財産調書を提出する方の不動産所得、事業所得又は山林所得を生ずべき事業又は業務の用に供することをいい、「一般用」とは、当該事業又は業務以外の用に供することをいいます。

5 「所在」欄

財産の所在地について、国名及び所在地のほか、氏名又は名称（金融機関名及び支店名等）を記入してください。

なお、「国外財産の区分」の①から④及び⑫から⑭までの財産については、国名及び所在地のみを記入してください。

※ 国名は、一般的に広く使用されている略称を記入することとして差し支えありません。

6 「数量」欄

「国外財産の区分」欄に記載した財産のうち、次に掲げる財産について、その数量を次のとおり記入してください。

- 1) 土地：地所数及び面積
 - 2) 建物：戸数及び床面積
 - 3) 山林：面積又は体積
 - 4) 有価証券、匿名組合契約の出資の持分：株数又は口数
 - 5) 未決済信用取引等に係る権利、未決済デリバティブ取引に係る権利：株数又は口数
 - 6) 書画骨とう及び美術工芸品：点数
 - 7) 貴金属類：点数又は重量
 - 8) その他の動産（家庭用動産を含む。）：適宜に設けた区分に応じた数量
 - 9) その他の財産：財産の内容に基づいて、「保険の契約に関する権利」、「株式に関する権利」、「預託金等」、「組合等に対する出資」、「信託に関する権利」、「無体財産権」等の区分に応じた数量
- ※ 現金、預貯金、貸付金、未収入金については、本欄の記入は必要ありません。

7 「価額」欄

それぞれの財産に係る「時価」又は時価に準ずる価額として「見積価額」を記入してください。

※ 国外財産の見積価額の算定方法（例示）については、「国外財産調書の記載例」の裏面をご覧ください。

※ 2以上の財産の区分からなる財産で、それぞれの財産の区分に分けて価額を算定することが困難な場合には、いずれかの財産の区分にまとめて記入してください。

8 「備考」欄

2以上の財産の区分からなる財産を一括して記載する場合には、「備考」欄に一括して記載する財産の区分等を記入してください。

9 「摘要」欄

この調書に記載した国外財産について、参考となる事項などを記入してください。

10 その他の留意事項

（財産債務調書を提出する場合）

財産債務調書（国外送金等調書法第6条の2）を提出する方は、国外財産調書に記載する国外財産のうち国外転出特例対象財産（「国外財産の区分」の⑥から⑨までの財産（⑥のうち「特定有価証券」に該当するものを除きます。））について、その取得価額を「価額」欄の上段に記入してください（国外送金等調書規則別表第一備考三）。

（記載省略）

イ 「国外財産の区分」の⑫に該当する財産で、1点10万円未満のもの、⑭に該当する財産で、1個又は1組の価額が10万円未満のものについては、調書へ記載する必要はありません。

ロ 「国外財産の区分」の⑭に該当する家庭用動産のうち、1個又は1組の取得価額が100万円未満のものについては、その年の12月31日における見積価額が10万円未満のものとして取り扱って差し支えありません。

ハ 収支内訳書（所得税法施行規則第47条の3）又は青色申告決算書（同規則第65条第1項）の「減価償却費の計算」欄に減価償却資産として記載されている財産については、その減価償却資産の価額の総額を記載することとして差し支えありません。

※ 上記ハについては、令和5年分以後の国外財産調書について適用されます。

◎ 国外財産調書合計表の作成・添付

この調書の提出に当たっては、別途「国外財産調書合計表」を作成し、添付してください（国外送金等調書規則別表第二）。